

第2号様式(第10条関係)

令和 6 年 7 月 24 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 上原 快佐



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 上原 快佐

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	32,690	ガソリン代
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	31,731	赤旗4・5・6月分 沖縄タイムス4・5・6月分 琉球新報4・5・6月分
事 務 所 費	91,227	家賃4・5月分 電気料金4・5月分
事 務 費	20,685	インターネット料金
人 件 費		
合 計	176,333	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 273,667 円

統一様式-①

# 経費区分別支出一覧表

経費区分      調査研究費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
A. 小計				
B. (ガソリン代総額   65,841円   －   費用弁償(交通費)総額    460円   ) × 1/2				32,690
C. 支払証明書計				
充当合計(A+B+C)				32,690

領 収 証

R6年6月13日

上原カイザ 殿

領収金額	百万		千	百	十	円
		7	6	5	8	41

(3・4ヶ月分) (その他) 円  
 (摘要) ガソリン代として

上記金額正に領収致しました。  
 ※消費税には地方消費税が含まれています。



- 現金
- 小切手No. ....
- 振 込

150616501

T3360003001618  
 安里バイパス給油所

〒902-0066 那覇市大道7  
 電話(代表) 887-7712・886

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 65,841 円



統一様式-①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      資料購入費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	赤旗 令和6年 4月～6月分 月額4,427円	13,281	全額	13,281
毎月払	沖縄タイムス 令和6年 4月～6月分 月額3,075円	9,225	全額	9,225
毎月払	琉球新報 令和6年4月～6月分      月額3,075円	9,225	全額	9,225
資料購入費 充当合計				31,731

4,427円 × 3 カ月 = 13,281

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 13,281 円

上原 快佐 様

しんぶん 赤旗  
領収書

2024 年 4 月分

4,427 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)  
日本共産党南部地区委員会  
TEL (098) 894-6350  
〒901-0205  
豊見城市根差部433-10

8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円  
10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日  
7/4



上原 快佐 様

しんぶん 赤旗  
領収書

2024 年 5 月分

4,427 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)  
日本共産党南部地区委員会  
TEL (098) 894-6350  
〒901-0205  
豊見城市根差部433-10

8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円  
10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日  
7/4



上原 快佐 様

しんぶん 赤旗  
領収書

2024 年 6 月分

4,427 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)  
日本共産党南部地区委員会  
TEL (098) 894-6350  
〒901-0205  
豊見城市根差部433-10

8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円  
10%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日  
7/4



資料購入費

3,075円×3ヵ月=9,225円

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 9,225 円

琉球新報購読料		
4月分	6- 5- 7 振出	*3,075シヨホウ04カツマツ
5月分	6- 6- 5 振出	*3,075シヨホウ05カツマツ
6月分	6- 7- 5 振出	*3,075シヨホウ06カツマツ

3,075円×3ヵ月=9,225円

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 9,225 円

沖縄タイムス購読料		
4月分	6- 5- 7 振出	*3,075タイムス04ツキオキワライ
5月分	6- 6- 7 振出	*3,075タイムス05ツキオキワライ
6月分	6- 7- 8 振出	*3,075タイムス06ツキオキワライ





家賃		
4月分	6- 4- 8 振出	*41,294家賃
5月分	6- 5- 7 振出	*41,294家賃

4月分・5月分

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 82,588 円

電気料金		
4月分	6- 4-30 振出	*3,185キワテ"ソリヨク 4ツキ
5月分	6- 5-29 振出	*5,454キワテ"ソリヨク 5ツキ

4月分・5月分

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 8,639 円

# 事務所費充当状況申告票

議員名 上原快佐

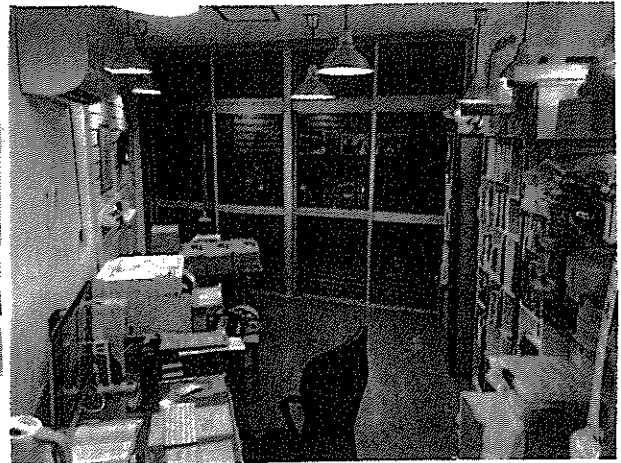
1. 事務所の状況

住所	沖縄県那覇市銘苅1-14-19 福原ビル101
----	-------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

主に政務活動に使用している為。

(関係経費)

家賃(月額)	40,000 円
その他	水道料金 1,294 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	40,000 円
その他	水道料金 1,294 円
	円

※家賃と水道料金込みで支払い

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上原 快佐 

# 事務所概要申告票

議員名 上原快佐

## 1. 物件の所在

住所	沖縄県那覇市銘苅1-14-19 福原ビル101	
電話番号	098-969-0840	

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 ( 合資会社 福原商会 福原朝誠 ) ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 上原 快佐 (印)

賃貸人 氏名 (合資会社) 福原商会 福原朝誠 (印)

住所 那覇市銘苅1-14-19

# 店舗・事務所賃貸借契約書

福原ビル 101号室

自 平成 29 年 8 月 26 日

至 平成 31 年 8 月 25 日

賃貸人 合資会社 福原商会 福原朝誠

賃借人 上原 快佐

沖縄県那覇市泊2-7-13 302号  
株式会社 ホープ住!

# 店舗・事務所賃貸借契約書

## (1) 賃貸借の目的物、契約期間、賃料等

物件名	福原ビル		
所在地	〒那覇市銘苅1-14-19		
構造	鉄筋コンクリート	階	3 階建
面積	16.5 m <sup>2</sup> ( 5 坪)		
部屋番号	101 号室		
契約期間	平成 29 年 8 月 26 日から		2 年間
賃料等	家賃(月額)	40,000 円	鍵交換
	駐車場	2台込	保証料
	敷金	40,000 円	
	礼金	40,000 円	
	振替手数料	100 円	

原状回復工事費用： 実 費 精 算

上記家賃等は、毎月1日に当月分を支払うこととする。口座振替の場合は、毎月7日とする。

※振替日が、土・日・祝祭日の場合は、翌営業日です。  
よって、その前日までに残金がない場合、残高不足になり振替処理ができませんのでご注意ください。  
その場合、当社指定口座に振込下さい。  
(振替手数料又は、振込手数料は入居者負担となります。)

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人
琉球銀行				御ホームページ住宅
沖縄銀行				御ホームページ住宅

## (2) 借主及び同居人

続柄	氏 名	年 齢	勤務先又は学校名	連絡先
本人	上原 伏佐	55.2.29	那覇市議会	090-1709-6308

## (3) 貸主及び管理人

氏 名	合資会社 福原商会 福原朝誠			
住 所	〒那覇市銘苅1-14-19			
氏 名	株式会社 ホープ住宅			
住 所	〒 902-0012 那覇市泊2-7-13 サンハイム泊302号			

賃貸人 合資会社 福原商会 を甲とし、 賃借人 上原 伏佐 を乙として、  
甲の委託管理者株式会社ホープ住宅を丙として、表記の物件(以下「本物件」という)を次の通り  
貸室賃貸借契約書を締結する。

この契約の締結を証するため契約書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ甲乙各1通を保有する。

第1条 (目的) 甲の所有する本物件を、以下の約定にて乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 (契約期間及び契約手続等) 本契約期間は、表記に記載の契約期間のとおりとし、甲及び乙は協議の上で本契約を更新することができる。

第3条 (契約の更新) 前条の賃貸借期間満了の場合において、甲乙が何れ等申し  
出がない場合は、同一の条件で更新されたものとする。

第4条 (家賃及び共有部分の利用料) 月租家賃は表記の通りとし、  
毎月、平日毎に差引振替を甲の指定する方法で支払うものとする。

(1) 賃料等の入金方法、自動振替でなければならぬ。ただし、甲が承諾をした場合、  
若しくは期日までに入金できなかった場合、甲の指定する口座に振込むものとする。

(2) 賃料等の入金時に係る自動振替手数料、振込手数料は、乙の負担とする。

第5条 (敷金) 乙は敷金として金 40,000 円を甲に預け入れるものとする。

(1) 本契約満了後退去時の敷金返還額は敷金の 0% を差し引いた額とし、  
本契約成立後 2 年以内に退去する場合は、契約違約金として敷金の 50%  
を差し引いた額を返還する。

(2) 敷金の返還はこの本件賃貸の退去後、検査、見積り後とする。その際、下記の金額  
を別途請求する。

- ① 未納の家賃 ② 補修費(若しくは見積額) ③ その他乙の負担すべき費用
- ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

第6条 (建物付属設備等の設置)

乙は、本物件に模様替え、看板等の掲示、冷暖房機取り付け、その他、全て現状を変更する工事  
を行う時は、事前に、甲の承諾を得なければならない。

第7条 (立ち入り点検) 甲、またはその代理は建物の保全、防火、防犯、救護等に関し、必要ある時は  
本物件内に立ち入り、必要な措置をすることができる。この場合、乙は甲に全面的に協力しなければ  
ならない。

調 務 所 費

第14条(明け渡し)

本契約終了と同時に乙は、次の通りに従って賃借物件を明け渡すものとする。

(1)乙は退去にともなう電気、ガス、水道代等の代金精算手続を、鍵の返還をすみやかにこなすこと。

(2)乙は乙の費用により、新設、付加した諸造作、設備、及び乙所有の物件を乙の費用を以て除去し、現状に復するとともに、建物内外の清掃及びゴミ、汚物などの撤去処理をして明け渡す事。

(3)乙が賃借物件を現状に復さない時は、甲は自ら諸造作設備等を除去し、その費用は乙が負担する。

(4)乙が賃借物件を明け渡した後、残置した物件がある時は、その所有権を放棄したものとみなして、甲は任意にこれを処分することができる。

(5)本契約終了と同時に、乙が賃借物件を明け渡さない時は、本契約満了の翌日から起算して明け渡し完了に至るまでの賃料2倍相当額並びに、電気、ガス、水道代金等を、甲が被った損害を賠償しなければならぬ。

第15条(乙の退去)

乙は本契約を解除し、貸室を退去しようとする時は、退去しようとする日の90日前に丙に予告しなければならぬ。尚、30日前に予告がない場合は家賃の1ヶ月分相当額を損害金として甲に支払うものとする。

(1)本契約における退去とは次に掲げる事項を完了した時をいう。

(イ)乙及び同居者すべての者の退去

(ロ)乙のすべての家財、物品等の搬出

(ハ)建物内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去処理

(ニ)退去にともなう電気、ガス、水道代金精算手続、及びその領収書の提示と鍵の返還(乙が作成したカギも全部返還するものとする)

(2)乙は貸室退去の際に、移転料、立退料等の請求ならびに乙の付加した造作物その他について買取り等の請求をしてはならない。

第16条(連帯保証人)

連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係わる一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

(1)連帯保証人(表記)は、乙と連帯して合意更新・法定更新にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担する。

(2)連帯保証人が死亡、又は解散した時は、乙は直ちにその旨甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならぬ。その他甲に於いて必要と認めるときは乙は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。

(3)乙が行方不明等により連絡がとれない場合は、連帯保証人にすべてを一任したものとみなし、甲は連帯保証人と共にすべての処置を行なう。

第17条(火災保険の付保)

(1)乙は、自己加入で保険会社へ加入しなければならない。

第18条(紛争処理)

本契約について甲乙双方は紛争の発生を避けるように努めなければならない。尚、紛争が発生したときの訴訟は、甲の所在管轄裁判所にておこなうものとする。

第8条(毀損等による賠償責任)

乙、またはその関係者が、本物件、その他付属物並びに、共用部分を毀損または、滅失した時は、乙は甲に対し、直ちにその旨を通知、この回復に要する損害を賠償しなければならない。

第9条(乙の修繕費負担)

乙は契約期間中及び退去時には次に掲げる費用を負担する。

水洗便器、洗面器、鏡、シャワー器具、流し台、電気設備、扉、ドアフレーム、ベランダの雨仕切り板、窓ガラス等備品の故障、破損、汚損による修繕費用、その他修繕取り替の費用は乙の負担とする。

第10条(契約の解除)

乙が、下記の場合の1つに該当した時は、甲は何等の通知催告を要しないで、直ちに本契約を解除して、乙に対して明け渡しを求める事ができる。

- (1)1ヶ月以上、賃料及び、共益費、水道料の支払いを怠った場合。
- (2)賃料及び、共益費、水道料の支払いをいしばしは遅延し、本契約に於ける信頼関係を著しく害すると甲が判断したとき。
- (3)乙またはその使用人、及び乙に関わる者が反社会的と認められた団体(暴力団、過激な政治活動集団)関係者であり、また近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があったとき。甲及び近隣に迷惑となる行為をしたとき。
- (4)建物及び、その周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。
- (5)無断で本物件から退去した時、または正当な事由なく1ヶ月以上本物件を使用しない時。
- (6)乙が甲の書面による事前の承諾無く本物件を第三者に転貸し、または賃貸借権を譲渡した時。

第11条(危険物等の搬入、宿泊)

(1)乙は、本建物または、本物件内に危険物または重量物を搬入するときは、あらかじめ、甲に承諾を得なければならない。

(2)乙は、本物件を宿泊の用に供してはならない。

第12条(解約の事前通知)

乙は契約期間中であっても、甲に対して、1ヶ月前の予告を以て、本契約の解約をすることができる。但し、予告に替え、1ヶ月相当額を甲に支払い即時に解約することができ。

第13条(代表者等の届出・変更通知)

(1)乙は、この契約締結後直ちにその代表者(法律上または事実上本物件を使用しまたは支配する責任者を含む。以下本条において同じ)を書面により甲に届け出るものとする。

(2)前項の代表者に変更があったときは、乙は直ちにその旨を書面により甲に通知しなければならない。

念書

株式会社 ホープ住宅 殿

1. 私は、別紙「賃貸契約書」にもとずく家賃支払いについては、当月分を毎月10日迄に、賃貸人の指定する方法にてお支払い致しますが、万一支払いが遅れる場合には、必ず貴社まで連絡いたしますとともに、延滞損害金、督促料、集金手数料等を負担致します。

2. 家賃を7日以上滞納し、その旨の連絡を急った場合は、貴社において、勧告書のドアへの貼付、「連帯保証人」及び「身内」等への連絡が行われても、私は絶対異議を申しません。

3. 家賃を1ヶ月以上滞納した場合、貴社において「契約の解除」と同時に「室内の立ち入り確認」及び「鍵の交換、封鎖」、「給水停止」等が行われても私は絶対異議を申しません。

4. 家賃を2ヶ月以上滞納した場合、貴社において「強制明け渡し」の手段をとられても、私は絶対に異議を申しません。また、「強制明け渡し」に伴う家財道具その他の物品の処分については、その全ての権限が貴社にあることを予め承りました。

5. 上記の「強制明け渡し」及び「家財道具その他の物品」の処分に伴う「延滞損害金」「運送費」「保管料」「敷金精算金」「清掃費」「書類作成、郵送料」等一切の費用は、すべて私が負担いたします。

6. 賃借人の「連帯保証人」である私は、上記の1から5までの事項を了承するとともに連帯保証人としての義務を履行するため、賃借人の家賃滞納その他にもとずく不足金等の債務の履行に関し、完全に解決するまで、絶対に責任をもつことを誓います。当社支払い日までに支払がない場合は、家賃保証会社に立替支払いをしていただきます。

当該物件 福原ビル 101号

平成 29 年 8 月 26 日

賃借人 工原 快佐

連帯保証人 [Redacted]

連帯保証人 [Redacted]

(特約事項)  
1. 乙が賃料等を10日までに支払いが無い場合は、保証会社に立替依頼するものとする。  
2. 乙は契約の条件として、自己加入で少額保険に加入しななければならぬ。本契約更新時には、火災保険もあわせて更新するものとする。  
3. 乙の費用により、新設、付加した賄造作及び乙所有の物件を買い取りの請求はしないものとする。  
4. 取償の転売は可能とします。しかし買手は甲の了解を必ず受らるものとする。  
5. 万一取償転売が出来なかった場合は、乙が取償を催告するが甲に差償で議決するものとする。

平成 29 年 8 月 28 日

甲(賃貸人) 住所 東京都豊島区 1-14-19

氏名 福原 真由美

乙(賃借人) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

現住所 東京都目黒区 236-202 TEL 098 (886) 7020

氏名 工原 快佐 年月日 2017年2月29日

勤務先名 那覇市議会 電話 098-862-8153

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

勤務先名 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

勤務先名 [Redacted]

電話 [Redacted]

実印 [Redacted]

電話 [Redacted]

電話 [Redacted]

実印 [Redacted]

電話 [Redacted]

実印 [Redacted]

実印 [Redacted]



確 認 書

入居者の方へ

家賃、入居時、解約時、退去時においては、次のことにご注意ください。

退去時は

1. 退去される場合は必ず30日前に御連絡下さい。30日に満たない場合は、連絡のあった日より1ヶ月分の家賃を申し受けます。尚、鍵の返却日が退去日となりますので退去後ただちに返却下さい。
2. 退去日までに、必ず下記の事項を済ませて下さい。  
・電気、ガス、水道は必ず退去日までに閉栓、及び料金の支払いを確実に済ませて下さい。  
・新聞の配達停止連絡。
3. 鍵は入居時お渡し済の鍵を必ず返却下さい。もし、紛失、及び他の鍵の返却の場合、鍵一式新調致しますので実費負担をお願いします。

敷金の返還は

1. 賃借人の都合により 2 年未満に解約する場合は契約違約金として金 \_\_\_\_\_ 50% がかかります。
2. \_\_\_\_\_ 2 年以上経過後に解約する場合は金 \_\_\_\_\_ 0% を償却費として差し引きます。
3. 退去時の清掃費、畳の表替え及び汚損、破損部分の補修費は実費負担とし、償却費違約金には含まれないものとする。

家賃の支払いは

1. 10日までに支払いが無い場合は、保証会社に立替依頼しますので、10日以降の家賃の支払いに関しましては、保証会社に支払いをお願い致します。
- ※ 保証会社の支払い規定に従って支払いして下さい。

家賃

支払日は毎月1日となっております。  
引落しの場合は、毎月7日となっております。 ※土・日・祝祭日の場合は、翌営業日です。

振込先

琉球銀行	沖縄銀行
株主名簿記載の 株主様	株主様
株主様ご住所	株主様ご住所

入居時

電気、水道の連絡先は下記の通りとなっております。

電気 沖縄電力 TEL 0570-036-200

水道 株主様ご住所 TEL 098-917-0474 当社検針

退去時

退去される場合は必ず30日前にご連絡ください。30日に満たない場合は、連絡のあった日より1ヶ月分の家賃を申し受けます。尚、鍵の返却日は退去日となりますので退去後ただちに返却ください。

1. 退去日までに、必ず下記の事項を済ませてください。  
(1) 電気、ガス、水道は必ず退去日までに閉栓、及び料金の支払いを確実に済ませ、領収書を添付して下さい。  
(2) 室内の清掃、ゴミ処理。
3. 鍵は入居時お渡し済みの鍵、また作成された鍵の全てをご返却下さい。もし、紛失、及び他の鍵を返却の場合、鍵一式新調いたしますので実費負担していただきます。
4. 郵便局には転居届けを出して、転送依頼をして下さい。

借 賃 契 約 書

# 重要事項説明書

平成 29 年 月 日

上原 快佐 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法35条の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

なお、説明内容があらかじめ印刷されている事項がありますが、そのうち○で囲まれた部分が下記不動産に該当する説明です。○で囲まれてない部分や抹消されている事項は、関係ありません。

## 宅地建物取引業者名・宅地建物取引士

商号又は名称 株式会社 ホープ住宅 主たる事務所 沖縄県那覇市泊2-7-13 サンハイム泊302号 免許証番号 建設大臣 沖縄県知事 (97業第246号)	代表者の氏名 新田 一雄 〒098(917)0474 免許年月日 昭和58年4月6日 ※当業者は消費税法に基づく(免税・課税)業者です。
説明をする宅地建物取引士氏名 業務に従事する事務所 商号又は名称 事務所所在地	登録番号 (沖縄県知事)第 [ ] 号 株式会社 ホープ住宅 〒098(917)0474 沖縄県那覇市泊2-7-13 サンハイム泊302号
取引態様の別	媒介

## 1. 物件・貸主等の表示

名称	福原ビル	所在	那覇市銘苅1-14-19	1 階	101号
種類	店舗				
構造	(鉄筋コンクリート)造	床面積	16.5	m <sup>2</sup>	
階数	3 階建	バス停 ( )			まで徒歩
交 通					
貸主(仮貸人)氏名	合資会社 福原商会	住所	那覇市銘苅1-14-19		
管理の委託先氏名(母体又は名称)	福ホープ住宅	住所	那覇市泊2-7-13 302号		098(917)0474

## 2. 建物登記簿に記載された事項

氏名	合資会社 福原商会	所有権にかかる権利に関する事項	
住所	那覇市銘苅1-14-19	差押え登記・その他(無)	
		担当権・その他(有)	

## 3. 賃貸条件

賃料	¥40,000	管理費	¥0	支払時期・方法	毎月 7 日に当月分を引降し1日に振込
		円(共益費)			
鍵交換	8,000円	物件への信用保証	32000円		
敷金	40,000円	礼金	40,000円		
敷金等の積算に関する事項	①滞納家賃・損害金に充当する ②積算方法(契約書に準ずる)				
更新に関する事項	①協議のうえ更新することができる ②その他( )				
用途制限	店舗				
利用の制限	ペット不可・ピアノ不可・その他( )				

## 4. 賃貸借契約の種類・期間

賃貸借の種類	普通入居
契約期間	平成 29 年 8 月 26 日から 平成 31 年 8 月 25 日まで

## 5. 法令に基づく制限の概要

新住宅市街地開発法・新都市基盤整備法・流通業誘引法・流通業誘引法に関する法律・農地法 制限の概要

## 6. 設備の状況

ガス	無	コンロ	無
飲用水	有	電話設備	有
電気	有	エレベーター	有(2台込)
排水	有	駐車場	無
トイレ	有	駐輪場	無
給湯	有	専用庭	無
給電	有		
冷暖房	有		
台所	有		

## 7. 契約の解除に関する事項

- 賃料を(1)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、(7日)経過したのちに契約を解除する。
- 借主は、貸主に對して少なくとも(1)ヶ月前に申し入れを行うことにより、契約を解除することができる。

## 8. 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定めなし(契約書に準ずる)

## 9. 完成時の形状(未完成物件の場合)

形状・構造 主要構造部 内装 外装の構造又は仕上げ 設備の設置・構造 内容については、別紙資料で説明します。

## 10. 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか ( ) 講ずる(保全措置を行う機関: )

## 11. 金銭の貸借のあつせん (有・無)

あつせんの内容 金銭貸借が成立しないときの措置

## 12. 建物敷地が借地の場合

借地権の種類	普通 設定期	建物譲渡特約付・事業用・旧法	期限	年月日迄	内容	賃貸借契約書参照
--------	--------	----------------	----	------	----	----------

宅地建物取引業保証協会の名称及び住所	(社)全国宅地建物取引業保証協会 住所 東京都千代田区岩木町2-6-3
宅地建物取引業保証協会の事務所の所在地	(社)全国宅地建物取引業保証協会( )本部 住所
宅地建物取引業保証協会の供給所及びその所在地	東京法務局 住所 東京都千代田区大塚町1-3-3

## 14. その他

本物件に既に抵当権が設定登記されている場合には、貸主は、その抵当権が、実行されるときに、実行されるときに、買受人から明渡しを求められたときには、6ヵ月以内に明け渡さなくてはならないこととなります。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人には求められません。(元の貸主に求めることとなります。)

以上の重要事項について宅地建物取引士から「宅地建物取引士証」を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお、契約成立時には、媒介報酬額 ¥40,000 円・消費税 ¥3,200 円を支払うことを承諾しました。

平成 年 月 日  
借主 (住所) 那覇市大道 236-202 098 (886) 7020  
(氏名) 上原 快佐

調 査 票

## 経費区分別支出一覧表

経費区分                  事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
4/25	インターネット料金 4月分	7,858	全額	7,858
5/27	インターネット料金 5月分	12,827	全額	12,827
事務費 充当合計				20,685

4月分・5月分

- ・ 充当割合 全額充当 政務活動のため
- ・ 充当額 20,685 円

インターネット料金		
4月分	6- 4-25 振出	*7,858K00 リヨウキョ
5月分	6- 5-27 振出	*12,827K00 リヨウキョ